旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 23 年５月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①緑交通有限会社　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－696号　④緑交通有限会社　千葉市緑区平川町1784番地　代表取締役　日暮貞夫　⑤本社営業所　千葉市緑区平川町1784番地　⑥平成14年11月11日　⑦平成23年３月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社なかやまバス（中山インターナショナルサービス）　②第３種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第３－589号　④有限会社なかやまバス　つくば市上郷3560番地の１　代表取締役　中山幸男　⑤本社営業所　つくば市上郷2286　⑥平成20年12月９日　⑦平成23年４月14日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社山陰山陽若狭路四国案内所　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2500号　④有限会社山陰山陽若狭路四国案内所　東京都北区東十条四丁目12番２号　代表取締役　湯浅梢　⑤本社営業所　東京都北区東十条四丁目12番２号　⑥昭和41年４月１日　⑦平成23年３月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ジャパンオーシャンクロス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3897号　④株式会社ジャパンオーシャンクロス　東京都港区浜松町二丁目２番15号　代表取締役　都倉隆平　⑤本社営業所　東京都港区浜松町二丁目２番15号　⑥平成８年６月14日　⑦平成23年３月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社エフピーエム　②第３種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第３－271号　④株式会社エフピーエム　三条市荒町二丁目26番７号　代表取締役　小林幹扶　⑤本社営業所　三条市荒町二丁目26番７号　⑥平成９年６月９日　⑦平成23年３月31日　⑧60万円　⑨300万円

以上５件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①株式会社南信旅行　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業第２－452号　④株式会社南信旅行　長野県岡谷市本町二丁目６番36号　代表取締役　矢崎宏明　⑤本社　長野県岡谷市本町二丁目６番36号　⑥平成４年８月27日　⑦平成23年４月１日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社ジェイ・シ・イ・シ　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1633号　④株式会社ジェイ・シ・イ・シ　大阪市西区靱本町三丁目９番９号　代表取締役　李國夫　⑤本社営業所　大阪市西区靱本町三丁目９番９号　⑥平成９年６月13日　⑦平成22年６月12日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ａ　①株式会社トラスト　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1129号　④株式会社トラスト　東京都千代田区神田小川町三丁目３番２号　代表取締役　守屋英二　⑤株式会社トラスト本社営業所　東京都千代田区神田小川町三丁目３番２号　⑥平成４年９月25日　⑦平成23年４月２日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ａ　①トラベル・ネット・サービス株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6025号　④トラベル・ネット・サービス株式会社　東京都中央区日本橋兜町11番３号　代表取締役　杉本秀道　⑤本社営業所　東京都中央区日本橋兜町11番３号　⑥平成20年４月３日　⑦平成23年４月14日　⑧60万円　⑨300万円

以上４件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　金井　　耿

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年５月 11 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社明治　②国土交通大臣⑷5409　③代表取締役　浅野茂太郎　④東京都江東区新砂一丁目２番10号　廃止した従たる事務所　東京都中央区京橋二丁目４番16号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都江東区新砂一丁目２番10号　株式会社明治　代表取締役　浅野茂太郎

①ＪＡ三井リース株式会社　②国土交通大臣⑴7867　③代表取締役　安田義則　④東京都品川区東五反田二丁目10番２号　廃止した従たる事務所　福岡市博多区下川端町２番１号博多座・西銀ビル　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都品川区東五反田二丁目10番２号　ＪＡ三井リース株式会社　代表取締役　安田義則